



監査告示第13号

地方自治法第199条第9項の規定により、令和7年9月1日から同月25日まで実施した定期監査結果を別紙のとおり公表する。

令和7年10月28日

宇佐市監査委員 佐藤 博美

宇佐市監査委員 辛島 光司

令和7年度第3回定期監査結果報告

1. 監査の対象 安心院支所 市民サービス課

2. 監査の期間 令和7年9月1日から同月25日まで

3. 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的に行われているか、また、前回監査の指摘事項等が改善されているかなどに着眼して監査を実施した。

4. 監査の実施方法及び内容

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事務事業に関する執行状況を主体とし、関連のある重要な事項については遡及した。

担当課から監査資料により説明を聴取するとともに、財務事務並びに個別の事務事業について、監査の着眼点を踏まえ、関係書類の調査及び関係職員の説明を聴取し、監査を実施した。

5. 監査の結果

監査の結果において後述する事項については、早急に是正するよう検討され、その措置状況の具体的結果を令和7年1月28日(金)までに文書により報告されたい。

監査結果を参考として措置を講じられたときは、その旨を報告しなければならないものであり、その内容は公表することとされているので、事務処理に遗漏のないよう対処されたい。

なお、本報告書に記載するに至らない軽微な事項については、監査を進めるなかでその都度、担当課に指摘し改善を求めた。今後も引き続き適正な事務処理に努められたい。

【指摘事項】 該当なし

【注意事項】

基本的な事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認された。

今後は、法令、例規、府内マニュアル等を遵守し、適正な事務を執行されたい。

(1) 契約事務について

①仕様書に長期継続契約における翌年度以降の予算の減額又は削除があった場合の契約解除に関する記載がないもの

②仕様書に質疑・回答の項目の記載がないもの

③契約保証金の免除の根拠となる書類が1種類しか添付されていないもの

【要望事項】

(1) その他、軽微な誤りについて

文書事務等について、回議書等に決裁日の記入のないものなど軽微な誤りが散見された。このため、事務に際しては、基本に立ち返り、府内マニュアル等を参考に適正な執行に努めること。

令和7年度第3回定期監査結果報告

1. 監査の対象 院内支所 市民サービス課

2. 監査の期間 令和7年9月1日から同月25日まで

3. 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的に行われているか、また、前回監査の指摘事項等が改善されているかなどに着眼して監査を実施した。

4. 監査の実施方法及び内容

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事務事業に関する執行状況を主体とし、関連のある重要な事項については遡及した。

担当課から監査資料により説明を聴取するとともに、財務事務並びに個別の事務事業について、監査の着眼点を踏まえ、関係書類の調査及び関係職員の説明を聴取し、監査を実施した。

5. 監査の結果

監査の結果において後述する事項については、早急に是正するよう検討され、その措置状況の具体的結果を令和7年1月28日(金)までに文書により報告されたい。

監査結果を参考として措置を講じられたときは、その旨を報告しなければならないものであり、その内容は公表することとされているので、事務処理に遗漏のないよう対処されたい。

なお、本報告書に記載するに至らない軽微な事項については、監査を進めるなかでその都度、担当課に指摘し改善を求めた。今後も引き続き適正な事務処理に努められたい。

【指摘事項】 該当なし

【注意事項】

基本的な事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認された。

今後は、法令、例規、府内マニュアル等を遵守し、適正な事務を執行されたい。

(1) 契約事務について

- ①事前に提出された見積書の封筒に受付日時の記載がないもの
- ②1者特命随意契約の場合の見積心得の条項に不備のあるもの

【要望事項】

(1) その他、軽微な誤りについて

文書事務等について、運転日報においてアルコール検知器の数値が未記入なものなど軽微な誤りが散見された。このため、事務に際しては、基本に立ち返り、府内マニュアル等を参考に適正な執行に努めること。

令和7年度第3回定期監査結果報告

1. 監査の対象 市民課

2. 監査の期間 令和7年9月1日から同月25日まで

3. 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が合理的に行われているか、また、前回監査の指摘事項等が改善されているかなどに着眼して監査を実施した。

4. 監査の実施方法及び内容

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事務事業に関する執行状況を主体とし、関連のある重要な事項については遡及した。

担当課から監査資料により説明を聴取するとともに、財務事務並びに個別の事務事業について、監査の着眼点を踏まえ、関係書類の調査及び関係職員の説明を聴取し、監査を実施した。

5. 監査の結果

監査の結果において後述する事項については、早急に是正するよう検討され、その措置状況の具体的結果を令和7年1月28日(金)までに文書により報告されたい。

監査結果を参考として措置を講じられたときは、その旨を報告しなければならないものであり、その内容は公表することとされているので、事務処理に遗漏のないよう対処されたい。

なお、本報告書に記載するに至らない軽微な事項については、監査を進めるなかでその都度、担当課に指摘し改善を求めた。今後も引き続き適正な事務処理に努められたい。

【指摘事項】 該当なし

【注意事項】

基本的な事務処理に適正を欠くものが以下のとおり確認された。

今後は、法令、例規、府内マニュアル等を遵守し、適正な事務を執行されたい。

(1) 契約事務について

- ①仕様書に質疑・回答の項目の記載がないもの
- ②契約必要書類が落札通知日より7日以内に提出されていないもの
- ③1者特命随意契約の場合の見積心得の条項に不備があるもの

（2）使用料について

- ①行政財産使用料において使用料の算定を適正に行っていないもの

【要望事項】

（1）その他、軽微な誤りについて

文書事務等について、回議書、旅行命令書等において押印や決裁日記入のないもの、切手受払簿において切手残数の計算が正確でないもの、運転日報でアルコール検知器の数値が未記入のものなど軽微な誤りが散見された。このため、事務に際しては、基本に立ち返り、庁内マニュアル等を参考に適正な執行に努めること。